

鳥取県告示第475号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成22年8月3日

鳥取県日野総合事務所長 藤 井 路 久

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
日野郡江府町大字御机字鏡ヶ成709の2、709の9
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県日野総合事務所農林局林業振興課及び江府町役場に備えて縦覧に供する。）